

建設環境常任委員会会議記録（概要）

令和2年12月14日（金）

開 会 （午前9時0分）

谷口委員長

請願第2号「元町東子ども広場を公共区間（公園）として整備願いた
き件」について現地調査を行うこととしてよろしいか。

（委員了承）

休 憩 （午前9時1分）

（※休憩中に請願第2号について現地調査を行う。）

再 開 （午前10時2分）

【議 事】

○請願第2号「元町東子ども広場を公共空間（公園）として整備願いたき件」

谷口委員長

初めに、請願第2号で120名の署名が追加されましたので報告いたします。

本日は、参考人として、栗原恵一郎さんに御出席をいただいております。この際、参考人の方に一言、御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席いただき、誠にありがとうございます。委員会を代表して心からお礼を申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べくださるようお願いいたします。早速ですが、議事の順序等について申し上げます。初めに、西村参考人に、10分程度で御意見を述べていただき、その後、委員の質疑にお答えいただくようお願いいたします。

【参考人意見】

栗原参考人

本日は私どもの請願に対し、貴重なお時間を頂戴し、誠にありがとうございます。私は元町東町内会会長の栗原です。本件につきまして簡単な御説明をさせていただきます。この土地につきましては当町内会の公民館の隣接地です。奥に、元町東公民館を併設しております。平成16年に地権者の深井様と先代の清水元町東町内会長と賃貸借契約を締結し、10年間無償でお借りする形となっております。その際、私が元町東子ども広場の管理人となり、市役所に登録をしております。平成29年4月に私と深井

様との間で10年間の賃貸借契約を結びました。契約時においては、深井様はお元気であり、10年間お借りすることを確認しております。2年前に御親戚の方から深井様がお亡くなりになった旨の御連絡をいただきました。そのときには、お亡くなりになったというだけで、それ以外の話はありませんでした。令和2年9月30日に、相続財産管理人が選出されたということで、弁護士の櫻井一成氏から電話があり、子ども広場の管理人であることの確認の後、元町東町内会がこの土地を買うことができないかと申し出がありました。町内会の役員と協議の上、国の土地であるため、国で何とかできないかと考え、柴山国会議員に話をしました。お返事は、国としてこの土地を買うことは難しいとのことでしたので、元町東町内会で土地を購入することは難しいことから、市で購入できないかと市長に紹介議員と共に要望をしました。市長は現在コロナの問題やほかの問題でお金がないから無理であるとのお返事でしたので、今後どうしていくかを考え、署名を集め、市に訴えていくしか方法がないだろうということでした。署名を集めたところ4,000人を超えました。この土地の近隣に、所沢市立所沢保育園、ニチイキッズところざわ保育園、所沢文化保育園、わかたけ元町保育園など近隣に保育園が7つくらいあります。この場所で、午前中はお散歩でよく遊んでいます。これは一町内会の問題ではなく、小さい子供たちのために広場を残さなければならないと私は感じています。これは町内会の問題ではなく、所沢市の問題として捉えていただければありがたいと考えています。住宅地の真ん中で大きな広場ではありませんが、

子供たちのために残す必要があると考えています。毎日、小さい子供たちが遊びに来ます。私たちは、町内会のイベントとして餅つき大会や自衛消防隊の訓練や一時避難場所として使っています。町内会としては頻繁に使っているわけではありません。ただ、子供たちのために何とか残せたらと考えています。市民憲章に「こどもは市の宝である」との一節があります。旧町の残り少ない広場ですので将来の子供たちのために残させていただければありがたいと思います。以上が私どもの主張です。

【参考人意見終了】

谷口委員長

以上で参考人からの意見の開陳は終了しました。

次に質疑を許します。なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得て発言されるようお願いいたします。また、参考人は、委員に対して質疑することはできないことになっておりますので、御了承願います。

【参考人への質疑】

島田委員

先ほど、現地調査を行い、委員会として現状の共有ができたものと思っています。先ほどの参考人の意見で、これまでの経緯が大体分かりました。相続財産管理人が選任されたということでしたが、この土地はいつぐらいに売却されてしまうのか。

栗原参考人

私が伺っているのが、今年いっぱい聞いています。

実は、相続財産管理人との間に秋留台土地活用有限会社の代表の岸野氏が立ってまして、その方から1か月前に電話をいただきました。現状の説明をし、半年、できれば1年待っていただきたいと話をしました。その答えはもう少し様子を見ようということになっています。それ以上のお返事はありません。

島田委員

半年ないし1年で売られてしまうことで理解をしました。路線価格や固定資産評価額は幾らか。

栗原参考人

相続財産管理人から提示されている金額は路線価格で1㎡当たり16万5,000円です。固定資産税評価額は1㎡当たり14万5,000円です。16万5,000円に単純に面積を乗じますと5,431万8,000円、14万5,000円に単純に面積を乗じますと4,773万4,000円です。

島田委員

先ほどの話の中で、国から買い取ってほしいと言われたとありますが、路線価格で5,400万円程度、固定資産評価額で4,700円程度という話でした。町内会では金銭的な対応は考えているのか。市に全額負担を求めるのか、町内会で幾らか金銭的な対応を考えているのか。

栗原参考人

具体的に幾らという話はしていませんが、私どもの手持ちのお金と寄附

金で購入金額の4分の1や5分の1を何とか捻出しようと考えています。
1,000万円程度はこちらで用意しようと思っています。全額、市にお願いするのは虫がいい話ですし、期限も迫っていますので、できるだけこちらでも対応しようと考えています。

松本委員

現地調査を行い、また、参考人の説明も理解できた。1点だけ参考人にお伺いするが、現地は芝で遊具といった公園の形態をなしていないが、公園ではなく現状の広場として残すことを目指しているのか。

栗原参考人

委員の御指摘のとおりです。遊具を整備してしまうと非常に狭くなり子供たちが遊べなくなります。先ほど申し上げたとおり、園児が遊べるように泥の山もつくっていますし、芝生で、雨が降れば泥だらけとなっています。これは市長が目指している土の上で遊ぼうといった趣旨に根差すものと考えます。現状のまま残したいと考えています。

村上委員

相続財産管理人についてだが、不動産屋が間に入っているとのことであったが、今は、町会に買ってもらいたいとのほかに、具体的な行動は起きているのか。

栗原参考人

私が把握している限り、特にありません。秋留台土地活用の岸野氏が間に立っておりまして、私たちはこの方と連絡を取っている状況です。

村上委員 先ほど、国に買ってほしいということについては、国は買わないという回答だったということであったが、あくまでも相続財産管理人の仕事は売却することによいか。

栗原参考人 私が伺っているのはそういうことです。相続財産管理人の櫻井弁護士からアクションがなければ競売となると言われています。

村上委員 亡くなられた所有者の名義のまま、競売になるということか。

栗原参考人 これは国の管理となっています。深井一郎様は既にお亡くなりになっていまして、奥様もお亡くなりになり、相続人がいないと聞いています。

村上委員 既に国に納められている物件で、その処分について、相続財産管理人がということで、先ほどの国は買わないという話は別物であるので、買うということ自体はないということによいか。

栗原参考人 そのとおりです。

小林委員 現地調査の際に、保育園児が遊びに来ていた。狭い土地ではあったが、周りの建物が密集したところでは、本当に貴重な空間であると思った。町

会としても1,000万円ぐらいは何とかしようということであったが、現在利用している保育園が7園程度あるということであったので、それらの園から幾らか出してもらいなどの見通しはあるか。

栗原参考人

とりあえず、私たちの手元の資金と、ところざわまつりが2年なかったことから、まつりに出したつもりで寄附を出してほしいと町内会でお願いしていますので、何とか賄えるものと考えています。保育園で自発的にそのような動きがある場合には、お願いはしてみたいと思います。

島田委員

旧町は土地がないため、災害が起こった場合、所沢小学校や寿町公園などはあるが、一時避難所が極めて少ない。元町東子ども広場については、どれぐらいの方が災害時に避難することとなるのか。

栗原参考人

毎年、フォーラスターの住民と私たちの町内会が合同で避難訓練を行っています。参加者は二、三百人です。

【参考人への質疑終結】

谷口委員長

以上で参考人に対する質疑を終結いたします。

この際、参考人に対し、委員会を代表して一言お礼を申し上げます。

本日は、お忙しい中を本委員会のために御出席いただき、貴重な御意見を述べていただき、心から感謝いたします。

本委員会といたしましては、御意見を今後の委員会審査に十分生かして
まいりたいと思います。

本日は、誠にありがとうございました。

休 憩 （午前10時26分）

（参考人退室）

再 開 （午前10時28分）

【質 疑】

松本委員

市が購入した場合、こういった位置づけの公園となるのか。公園とする場合には、請願者の趣旨に沿ったものとならないことが考えられるか。

市村公園課長

公園となる場合には種類として街区公園というくくりになります。基本面積として2,500㎡が標準の公園となります。法律上、市が公園として供用開始すると管理者責任が発生することから敷地の形状や高低差、ユニバーサルデザインに配慮すること、遊具についても安全基準があることから、ほかの公園と同様の規制があるものと考えます。

松本委員

2,500㎡というのは、その大きさが街区公園には必要ということか。それ以下だと公園とならないのか。

市村公園課長

2,500㎡というのは、あくまでも国が示している標準の規模となりますので、市として公園を整備する場合にはおおむね1,000㎡前後の規模を想定しています。

松本委員

そのことは条例などで定められているのか。それとも市の管理上ある程度の規模を必要とするのか。

市村公園課長

市政概要に記載のとおり、街区公園の平均面積が1,500㎡となっております。1,000㎡とすることを条例に定めたものではありませんが、公園課としては、市で整備をする場合は1,000㎡を目安としています。

新井建設部長

1,000㎡は特に市で基準を持っているものではありません。あくまでも基準としては国で示している2,500㎡となります。国の基準を参酌しまして、市として財政状況や適地選定も含め、いろいろな面を考慮してこれまでおおむね1,000㎡というある程度の線引きをして整備を行ってきたものです。結果として、市政概要に平均面積としてお示ししていますが、これまで市が整備した街区公園については1,500㎡規模で進めてさせていただいてきたところです。

村上委員

今回公園ということとなると、都市計画決定をしていく必要があるのか。

市村公園課長

都市計画公園と都市公園があります。大きく分けて都市公園は市が管理する公園となります。その中で、都市計画決定をして位置を定めて設置する公園を都市計画公園としています。

村上委員

今回の公園はそういった手続が必要か、必要でないのか。

市村公園課長

公園として整備する場合には、開設公告のみのものとなります。

新井建設部長

補足をさせていただきますと、公園整備に当たっては2通りありまして、いわゆる都市計画施設である都市公園と公告のみで設置することができる都市計画区域内において市が定める公園があります。市村課長が答弁した公告のみということについては、都市計画区域内において市が定める公園として設置する場合には、都市計画決定の手続ではなく、公告のみとなるという趣旨の答弁です。

村上委員

購入をするという手続を進めていく場合には、こういった告示をするといった一定の手続を踏まなければ予算要求や購入の決定ができないということか。

市村公園課長

公園として整備するには、相当の費用となることからまず、市の全体の事業としての判断が必要になると考えています。また、公園として整備していくことを進める場合には、現地調査、設計、不動産鑑定、場合によっては測量なども必要となります。

村上委員

請願が採択されたとすると、土地を購入する前に様々な予算を計上しなければならぬのか。購入すると決めてから、そういった予算を組むこととなるのか。手続上、まず市が買いますと宣言することができるのか。

市村公園課長

まず、規模が1,000㎡に満たない点と、新設には250mの誘致圏距離がありますが、その範囲内に寿町公園があります。誘致圏範囲に子ども広場が入ってしまして、重複している点があります。埋設物を含めた地歴調査も行う必要があります、相当の時間を要する調査となるものです。また、公園課として懸念することとして、ほかの自治会からも公園設置の要望があり、現在、設置を待っていただいている状況です。また、借地公園の地権者からの用地買収を待っていただいている状況があることから、まず、それらの自治会や地権者の御理解をいただくことが必要であると考えています。

島田委員

市では1,000㎡目安ということがありましたが、実際、旧町に琴平公園があるが、それは428㎡しかないが街区公園となっている。1,000㎡に満たない街区公園は市内に幾つあるのか。また、1,000㎡に満たない公園はどういった経緯で整備されたのか。

市村公園課長

300㎡前後の公園は50程度市内にあります。これは全て開発行為によって整備された公園を帰属されたものや寄附によるもので、市で整備した公園ではありません。

村上委員

先ほどの答弁で、近くに寿町公園があるとあったが、そのことは具体的

に市として何が言いたいのか。

市村公園課長

地域のバランスを考慮した配置を心掛けていまして、街区公園の場合、誘致圏が公園を中心として半径250mで円を描き、その範囲外に公園を造り、配置することとしています。

村上委員

公園の整備方針や整備計画があるということだと思うが、具体的にどのようなになっているのか。

新井建設部長

誘致圏250mと申し上げましたが、法令自体は平成15年の政令の改正によって、規定上250mの記載は削除されています。法令には記載がありませんが、概念としては今も残っています。これは一つの公園に対して、街区公園であれば周囲250mの範囲の住民の方々に利用していただくという趣旨で、誘致圏という概念としています。

市村公園課長

政令において規定が削除されましたが、みどりの基本計画に従って整備をすることとなっています。誘致圏250mについては、みどりの基本計画に定められています。

遠藤建設部次

先ほど来、誘致圏、公園の設置について様々な質疑がありましたが、今回の請願の広場の近辺には、寿町公園、琴平公園のほかに、公園という地

長

目で市が所有する場所が2か所あります。元町コミュニティ広場と銀座中央広場が公園という地目で広場となっています。こちらについては都市公園、都市計画公園には当たらない広場として、今回の都市公園の法律にも適用されない、現状広場として利用できる土地となっています。今回の元町東子ども広場については、形状については現状のまま利用したいということでのお話でした。公園として整備をした場合には、公園として整備しなければならないこととなりますので、現在の利用形態、形状とすることは難しくなるものと考えています。広場という形で存続するのであれば、例えば、銀座中央広場や元町コミュニティ広場と同様な位置づけでなければ、公園として整備する都市公園となりますので、告示等が必要となり、様々な利用制限があるものとなります。

村上委員

今の広場のまま利用したいということが請願者の趣旨であるが、公園課が土地を購入して公園とするには、今の形態のままではなくなるということか。具体的にどういうことが変わるのか。

遠藤建設部次

長

今の形から変わる点としては、公民館の敷地と隣接している形となっていますので、この筆を分けた形で整備することとなります。現在の一体利用の形ではなく、極端な形ではフェンスや垣根など何かしらの管理上の区画をしなければならないことや公園としての整備をしなければならないことが考えられます。

村上委員	公園するためにはそれはやらなければならないことか。やらなかった事例などないのか。
遠藤建設部次長	公園としますと、管理者責任があることから、明確な区分けが必要となります。公園内の施設の安全性の確保ということがありますので、明確に分ける必要があります。
荻野委員	請願書の理由に、「所沢（旧町）地区は、公園1人当たり面積が、市内の行政区の中でも少なく」と書かれているが、実態はどうなっているのか。
市村公園課長	市内の行政区の中では、一番低い充足率となっています。
荻野委員	平成26年度の整備された美原中央公園と岩崎公園の事例があるが、どちらも国有地を取得して整備した経緯であったと思うが、2つの公園の整備までの経緯と土地の取得費用や整備費用が幾らだったのか、確認したい。
市村公園課長	美原中央公園については、法務局の官舎跡地でありましたが、地元住民と協議を重ね、新所沢東地区の低い公園充足率の解消を図るため、1,668㎡の宅地を平成25年に市が買い上げたものです。取得金額について

は約2億3,300万円です。岩崎公園については、東京航空局の官舎跡地でありましたが、子ども広場として要望を受けておりました。充足率が低いということと、規模が830㎡あったことから平成26年に市が取得したものです。取得金額については7,610万円です。

荻野委員 答弁された金額は土地代、解体費用、公園整備費用全て込みの金額でよいか。

市村公園課長 今、答弁した金額は土地のみの取得金額となります。

荻野委員 土地のみということでしたが、その他工事の金額はどうだったのか。

市村公園課長 現在手持ちの資料がありませんのでお調べしてお答えします。

荻野委員 その2つの公園は地元の自治会からの要望などもあったかと思うが、地元の自治会等は土地の取得費の一部を負担したのか。

市村公園課長 現在手持ちの資料がありませんのでお調べしてお答えします。

島田委員 今回は、急な話であり、整備を進めていく市の計画や方針とは性格が異なるものとする。請願の件名は「公共空間（公園）」となっているが、

請願者の趣旨は住宅密集地における貴重な土地であるとか、子供が利用していることや避難所として利用しているといった必要性は十分伝わってきた。荻野委員の質疑においても岩崎公園は子ども広場として整備されたという話もあったが、この請願は公園ということで審査を進めているが、子ども広場として整備した場合であれば、先ほどの半径250mといった要件の適用などについてはどうなるのか。

市村公園課長

子ども広場としての整備については、法による定めはなく、あくまでも自治会の事業に対して市が補助金を交付したということです。自治会が自由に使い方、用途を決めることができるものです。

佐野委員

子ども広場にすれば、フェンスを造らなくてもよいということでしょうか。

市村公園課長

現在と同様の使い方ができるものと考えます。

小林委員

災害時の一時の避難所として防災上必要な空間ということでは、どのように捉えているのか。

市村公園課長

一時的な避難場所としては有効であると考えますが、幾分330㎡という限られた空間です。接道については私道が2本接してしまして、公園と

して整備する場合は、緊急車両等を考慮して中心から2 mないし2.1 mの後退はせざるを得ないものと考えます。

松本委員

質疑を通じて分かったが、これは建設部のマターではなく、現状のまま使っていくのであれば、建設部に質疑をしていくべきなのか。建設部としてどう考えるのか。

新井建設部長

私も先日現地を見ました。十分手入れもされており、栗原会長をはじめとして町内会の方々に敬意を表したいと思います。今回の請願につきましては、地域の皆様を中心に4,000人以上の署名が添付されています。子供たちのために元町東子ども広場を存続させたいという皆様の思いを厳粛に受け止めさせていただいているところです。先ほど来、答弁をさせていただいておりますが、元町東子ども広場を都市公園として土地取得していくことは、これまで建設部で進めてまいりました公園設置の方針や都市公園法などを核とした公園設置の基準から少し逸脱する恐れがありますので、今のところ、要望に添えないものと考えています。

村上委員

子ども広場としてといった話があったが、そうなってしまうと所管が異なるので、建設環境常任委員会で結論を出すのは難しいのではないかと。先ほど、後退するという答弁があったが、公園として整備する場合には、現状よりも土地は狭くなるということでしょうか。

市村公園課長

接している私道については、後退している宅地とそうでない宅地があります。通常であれば、4mを確保するところですが、一部1.65m、2.8m、3.3mと後退していない箇所がありますので、市で公園として管理する場合には緊急車両が進入することができるよう4mを確保したいと考えています。

島田委員

自治会の方が公園だとか、子ども広場だとか管理については理解していない。先ほどの半径250mの話聞いていれば違った請願の出し方をしていたのではないか。美原中央公園と岩崎公園の話は、議案としてセットで出されている。建設部の公園課で岩崎公園子ども広場として提案しているのだから、請願の趣旨を理解する必要があるのではないか。

美原中央公園と岩崎公園という形で性質の違うものを同一の議案として提案してきたという事実はあるでよいか。

市村公園課長

公園課所管で提案した経緯はあります。

休 憩 (午前11時0分)

再 開 (午前11時8分)

谷口委員長

保留した質疑に対する答弁をお願いします。

市村公園課長

美原中央公園の築造工事の金額は、約2,340万円で、岩崎公園築造工事の金額は、約1,315万円です。また、自治会等の負担については、現在のところ確認ができないことから、なかったものと考えます。

また、この2つの公園については、公告し、都市公園として開設したものです。

谷口委員長

先ほどの答弁では岩崎公園は子ども広場ということではなかったか。

市村公園課長

公園になる前が子ども広場でした。

村上委員

告示をしてそこは公園となったのか。子ども広場のままなのか。

市村公園課長

公告をして子ども広場から都市公園となったものです。

【質疑終結】

休 憩 (午前11時10分)

(協議会を開催)

再 開 (午前11時50分)

【意見】

島田委員

請願第2号「元町東子ども広場を公共空間（公園）として整備願いたき件」について、立憲民主党を代表して採択を求める意見を申し上げる。

今回の請願は、相続人がおらず最長でも1年ほどで競売にかけられてしまうという急な案件である。また、自治会はこれまでに様々な関係機関と調整してきたが、いよいよ市に頼らざるを得ない状況になっていることが分かった。委員会では現地調査を行い、請願者への質疑からこの土地の必要性は十分理解できた。また、今までの公園用地取得の件では、自治会が財政的負担をした事例はないことが分かったが、当該自治会は財政負担を検討するとのことである。旧町地区は、1人当たりの公園面積が狭く、避難所の観点、子どもたちの遊び場としての観点、地域活動の拠点としての観点を考慮したとき、公共空間として整備する必要性があると考え。

よって、採択を求め意見とする。

小林委員

請願第2号「元町東子ども広場を公共空間（公園）として整備願いたき件」について、日本共産党所沢市議団を代表して採択に賛成の意見を述べさせていただきます。

保育園児・子供たちの遊びや地域の憩いの場の空間として、また防災上も住宅密集地の緊急一時避難場所として大変貴重な空間になっていることが、現地を見ましてもよく分かりました。国は、都市計画法で緑の保全をしなければならないとも言っています。長年、町内会でこの間子どもの

広場の維持にも努めてこられ、また、独自財源を出そうとまでの強い決意で請願を出されました。公共としての空間をぜひ守ってほしいとの思いを受け止めて、採択に賛成をいたします。

荻野委員

請願第2号「元町東子ども広場を公共空間（公園）として整備願いたき件」について、至誠自民クラブを代表して採択を主張いたします。

現地調査及び請願者からの説明により、当該用地が町内会をはじめとする地域のコミュニティ活動のみならず、子供たちにとっても必要不可欠な空間であることが確認できました。また、都市計画法における都市公園と緑地の1人当たりの公園面積を見ると、かねてより旧町を含めた所沢地区はその他の地区と比較して低い状況にあります。かつて、平成22年9月定例会の際、「美原町に公園を設置願いたき件」の請願は審査の結果、趣旨採択とされましたが、その後、市が財務省管轄の東京法務局所沢職員宿舍跡地を取得し、平成26年度に美原中央公園として整備されるに至っています。また、同じく平成26年度に整備された岩崎公園は、もともと国土交通省が管轄していた国有地を市が無償で借り受け、地元自治会が設置・管理することも広場であったところ、国からの打診をきっかけに市が公園用地として取得した経緯があります。今回の事案は、これらの事例とも共通点が多く、土地の現況や面積等を勘案すると、整備に係るコストも土地の購入費が主になるものと思われます。緊急性も高く、市による整備を望む請願の趣旨は、十分に理解できるものであることから、採択すべき

ものと考えます。

松本委員

請願第2号「元町東子ども広場を公共空間（公園）として整備願いたき件」について、自由民主党を代表して意見を申し上げます。

今回の請願の件名に「（公園）としての整備」とあるが、参考人の説明及び質疑を通じ、今まで状態での利用を望んでいることが明らかになった。緊急性や地域の利用を求める熱い願望、さらには資金の捻出にも具体性があることも分かった。

よって、本件については採択に賛成いたします。

【意見終結】

【採 決】

請願第2号については、全会一致、採択すべきものと決する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

散 会（午前11時57分）

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

令和2年第4回（12月）定例会

建設環境常任委員会

- 1 環境との共生について
- 2 環境保全について
- 3 みどりの保全・公園の整備について
- 4 廃棄物の減量・資源の循環について
- 5 住宅・住環境について
- 6 市街地整備について
- 7 土地利用について
- 8 道路について
- 9 健全な水環境の保全《河川・水路》について
- 10 上水道について
- 11 下水道について